

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の改正イメージ

※赤字は前回資料（[000431570.pdf \(nra.go.jp\)](#)）からの変更部分

○原子力規制委員会規則第 号

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び同法を実施するため、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の三十二の規定に基づき、及び同法を実施するため、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年 月 日

原子力規制委員会委員長 ●● ●●

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則

第一条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

2

改 正 後	改 正 前
<p>(発電用原子炉施設の施設管理)</p> <p>第八十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一項又は第四十</p>	<p>(発電用原子炉施設の施設管理)</p> <p>第八十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一項又は第四十</p>

三条の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二・三 （略）

四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。

イ～チ （略）

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ・ロ （略）

六・七 （略）

八 前号の特別な措置を運転開始日（第百十三条第二項第一号に規定する運転開始日をいう。）から起算して三十年を経過した発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合に講ずるときは、発電用原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮しなければならない。ただし、法第四十三条の

三条の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条及び第百十三条第二項第三号において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二・三 （略）

四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。

イ～チ （略）

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項から第三項までに規定する措置を除く。）。

イ・ロ （略）

六・七 （略）

（新設）

三の三十四第二項の認可を受けた場合はこの限りでない。

- 2 発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の三十二第一項若しくは第三項の規定により長期施設管理計画を定め、又は同条第四項若しくは第七項の規定により長期施設管理計画を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

第八十二条 削除

- 2 発電用原子炉設置者は、次条第一項から第三項までの規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

(発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価)

第八十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、発電用原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

- 一 工学的安全施設並びに原子炉停止系統への作動信号を発生させる機能を有する機器及び構造物

- 二 事故時における発電用原子炉施設の状態を把握するための機能を有する機器及び構造物
- 三 中央制御室外から発電用原子炉施設を安全に停止させるための機能を有する機器及び構造物
- 四 原子炉冷却材を保持する機能を有する機器及び構造物であつて、安全上重要な機器等でないもの
- 五 原子炉冷却材を循環させる機能を有する機器及び構造物
- 六 放射性物質を貯蔵する機能を有する機器及び構造物
- 七 電源を供給する機能を有する機器及び構造物であつて、安全上重要な機器等でないもの
- 八 発電用原子炉施設を計測・制御する機能を有する機器及び構造物（第一号に掲げるものを除く。）
- 九 発電用原子炉施設の運転を補助する機能を有する機器及び構造物
- 十 原子核分裂生成物の原子炉冷却材中への放散を防止する機能を有する機器及び構造物
- 十一 原子炉冷却材を浄化する機能を有する機器及び構造物
- 十二 原子炉圧力の上昇を緩和する機能を有する機器及び構造物
- 十三 出力の上昇を抑制する機能を有する機器及び構造物
- 十四 原子炉冷却材を補給する機能を有する機器及び構造物
- 十五 緊急時対策を行う上で重要な機器及び構造物並びに異常状態を把握するための機能を有する機器及び構造物

十六 設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物（以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。）

2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたものに限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

3 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたもの（当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合に限る。）に限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後五十年を経過する日までに、安全上重要な機器等並びに第一項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期

	<p>間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。</p> <p>4 発電用原子炉設置者は、第九十二条第一項第八号ニの発電用原子炉の運転期間を変更する場合その他前三項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前三項の施設管理に関する方針（第九十二条第一項第十八号及び第二項第二号において「長期施設管理方針」という。）を変更しなければならない。</p> <p>5 前各項の規定は法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については適用しない。</p>
<p>(保安規定)</p> <p>第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一～十七 (略)</p> <p>十八 発電用原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに<u>劣化評価に関すること</u>を含む。）。</p>	<p>(保安規定)</p> <p>第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一～十七 (略)</p> <p>十八 発電用原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに<u>経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針</u>を含む。）。</p>

十九～二十一 (略)

2 法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、前項第8号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合にあっては、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、劣化評価への影響を評価した結果を記載した書類を含む。）を添えて、申請しなければならない。

む。) 。

十九～二十一 (略)

2 法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、申請しなければならない。ただし、第二号に掲げる場合において、第八十二条第二項の評価を第百十三条第二項第二号の評価と一体として行っている場合であって、同号の評価の結果を記載した書類を添えて同条第一項の規定による申請がされているときには、第二号に定める書類を添付することを要しない。

一 前項第八号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合 発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、第八十二条第四項の見直しの結果を記載した書類を含む。）

二 前項第十八号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（第八十二条第一項から第三項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。） 第八十二条第一項から第三項までの評価の結果又は同条第四項の見直しの結果を記載した書類

<p>3～5 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p>
<p>(長期施設管理計画の認可の申請)</p> <p><u>第百十三条</u> 法第四十三条の三の三十二第一項及び第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉に係る長期施設管理計画について同条第一項の認可を受けようとするときは、当該発電用原子炉ごとに次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 工場又は事業所の名称及び所在地</p> <p>三 発電用原子炉の名称</p> <p>四 長期施設管理計画の期間</p> <p>五 劣化評価の方法及びその結果に関する次の事項</p> <p>イ 通常点検（施設管理実施計画に従って実施する施設管理のための点検等のうち、その内容がハに掲げる評価の方法又はその結果に密接に関連するものをいう。以下この条及び第百十三条の六第二項第三号において同じ。）及び劣化点検（通常点検以外の点検又は検査であって、発電用原子炉施設の劣化の状況を把握するため追加的に実施する必要があるものをいう。以下同じ。）の方法及びその結果</p>	<p>(発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請)</p> <p><u>第百十三条</u> 法第四十三条の三の三十二第四項の規定により同条第一項の発電用原子炉を運転することができる期間の延長について認可を受けようとする者は、当該期間の満了する日から起算して一年前の日までに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 発電用原子炉を運転することができる期間の延長に係る工場又は事業所の名称及び所在地</p> <p>三 発電用原子炉を運転することができる期間の延長の対象となる発電用原子炉の名称</p> <p>四 延長しようとする期間</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号の評価を第八十二条第二項の評価と一体として行っている場合であって、同項の評価の結果に関する第九十二条第二項第二号に定める書類を添えて同項の規定による申請がされているときには、第二号に掲げる書類を添付することを要しない。</p>

ロ 特別点検（通常点検及び劣化点検以外の点検又は検査であって、長期間の運転に伴って生ずるおそれがある発電用原子炉施設の劣化の有無若しくは状況を精密に調査し、又は確認するため特別に実施する必要があると原子力規制委員会が認めるものをいう。以下同じ。）の方法及びその結果

ハ 経年劣化に関する技術的な評価に関する次の事項

（１） 評価期間

（２） 評価対象機器等（発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な機器及び構造物のうち、経年劣化に関する技術的な評価の対象とすべきものをいう。以下第百十三条の四第一項第五号及び第百十三条の六第二項第四号において同じ。）

（３） 評価方法及び評価結果

六 発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置（中性子の照射による脆化の影響を確認するため、中性子照射量に応じ、監視試験片（技術基準規則第二十二条に定める監視試験片をいう。）を用いて第四号の期間中に実施する必要がある試験（以下第百十三条の四第一項第六号において「監視試験」という。）に関する措置を含む。）

七 技術の旧式化（科学技術の進展に伴い、その技術が旧式となり一般に利用されなくなることをいう。）その他の事由により

一 申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検の結果を記載した書類

二 延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果を記載した書類

三 延長しようとする期間における原子炉その他の設備に係る施設管理方針を記載した書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な物品又は
役務の調達に著しい支障が生じることを予防するための措置

八 第五号の点検及び評価並びに前二号の措置の実施に関する基
本的な方針及び目標

九 第五号の点検及び評価並びに第六号及び第七号の措置に係る
品質マネジメントシステム

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一 申請に係る発電用原子炉について最初に法第四十三条の三の
十一第三項の確認を受けた日（以下「運転開始日」という。）
を証する書類又はこれに相当する書類

二 前項第五号イからハまでに掲げる事項その他の劣化評価の方
法及びその結果の詳細に関する説明書

三 前項第六号、第七号及び第九号の事項に関する説明書

3 第一項に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げ
る事項は、同項第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を
超える期間が含まれない場合には、同項の規定にかかわらず、当
該事項の記載を省略することができる。この場合において、前項
第二号中「前項第五号イからハまで」とあるのは「前項第五号イ
及びハ」とする。

第百十三條の二 法第四十三條の三の三十二第三項の規定により、前条（第三項を除く。）の規定は、法第四十三條の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた者が同項の認可を受けようとする場合について準用する。

2 前項において準用する前条第一項に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる事項は、次のいずれかに該当する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項の記載を省略することができる。この場合において、前条第二項第二号中「前項第五号イからハまで」とあるのは「前項第五号イ及びハ」とする。

一 当該申請書に記載する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれない場合

二 当該申請書に記載する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれない場合であって、当該発電用原子炉に係る長期施設管理計画（当該長期施設管理計画の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれているものに限る。）について法第四十三條の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けたことがあるとき。

三 当該申請書に記載する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれる場合であって、当該発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について実施した直近の特別点検に係る前条第一項第五号ロに掲げる事項を記載した

（新設）

<p>長期施設管理計画（当該長期施設管理計画の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれているものであって、法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けたものに限る。）の始期から十年を経過していないとき。</p> <p>3 前項第二号又は第三号の規定に基づき、第一項において準用する前条第一項に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる事項の記載を省略しようとするときは、その申請書には、同条第二項各号に掲げる書類のほか、前項第二号の場合にあっては同号に規定する事実を証する書類を、同項第三号の場合にあっては同号に規定する事実を証する書類を、それぞれ添付しなければならない。</p>	
<p>（長期施設管理計画の変更の認可の申請）</p> <p><u>第百十三条の三</u> 法第四十三条の三の三十二第四項の規定により、同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同条第四項の認可を受けようとするときは、発電用原子炉ごとに次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 工場又は事業所の名称及び所在地</p> <p>三 発電用原子炉の名称</p>	<p>（新設）</p>

<p>四 第百十三条第一項第四号から第九号までに掲げる事項のうち、変更しようとする事項及びその内容</p> <p>五 変更に係る劣化評価を実施しないときは、その理由</p> <p>六 変更の理由</p> <p>2 前項の申請書には、第百十三条第二項各号に掲げる書類のうち変更に係るもの及び前項第五号に掲げる事項に関する説明書（変更に係る劣化評価を実施しない場合に限る。）を添付しなければならない。</p>	
<p>（長期施設管理計画に記載すべき事項等）</p> <p><u>第百十三条の四</u> 法第四十三条の三の三十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に定めるところにより長期施設管理計画に記載しなければならない。</p> <p>一 第百十三条第一項各号に掲げる事項を記載すること。</p> <p>二 第百十三条第一項第四号の期間は、連続する一の期間であつて、その期間が十年を超えないように始期及び終期を記載すること。</p> <p>三 第百十三条第一項第五号イの劣化点検の方法及び同号ロの特別点検の方法は、その点検の対象となる機器又は構造物ごとにそれぞれ点検方法及び実施時期を明らかにして記載すること。</p> <p>四 第百十三条第一項第五号ハ（1）の評価期間は、第百十三条</p>	<p>（新設）</p>

第一項第四号の期間を含むものであって、運転開始日から起算して六十年を下回らない範囲で発電用原子炉の運転が見込まれる期間に応じて定め、これを記載すること。

五 第一百十三条第一項第五号ハ（3）の評価方法及び評価結果は、同号ハ（2）の評価対象機器等の劣化の特性に応じて区分し、及び整理してそれぞれ記載すること。

六 第一百十三条第一項第六号の措置のうち監視試験に関する措置は、当該監視試験の実施時期又は実施基準及び実施方法を明らかにして記載すること。

2 前項第四号の規定に基づき定められる評価期間は、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を計画的に講ずるため、発電用原子炉施設の劣化の兆候又は長期的な傾向を科学的及び技術的な方法により評価する目的で用いられるものであって、いやしくも法及びこの規則により長期施設管理計画の期間を超えて当該発電用原子炉の運転が認められたものと解してはならない。

3 法第四十三条の三の三十二第一項、第三項又は第四項の認可を受けた長期施設管理計画に記載された事項に施設管理として実施すべきものがあるときは、発電用原子炉設置者は、これらの認可を受けた後遅滞なく当該事項を施設管理実施計画に反映しなければならない。

(長期施設管理計画に係る軽微な変更)

第百十三条の五 法第四十三条の三の三十二第四項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 第百十三条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の変更
 - 二 第百十三条第一項第四号に掲げる長期施設管理計画の期間を短縮することとなる当該期間の始期又は終期の変更（終期を延期するものを除く。）であって、当該変更に係る劣化評価が不要であることが明らかなもの
 - 三 第百十三条第一項第五号に掲げる劣化評価の方法に係る軽微な変更であって、劣化評価の結果に影響がないことが明らかなもの
 - 四 第百十三条第一項第六号又は第七号に掲げる措置に係る軽微な変更であって、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないことが明らかなもの
 - 五 第百十三条第一項第九号に掲げる品質マネジメントシステムの変更（法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の変更の認可を受けたところによるものに限る。）
- 2 法第四十三条の三の三十二第七項の規定により、同条第一項又は第三項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画について前項各号の変更をしたときは、その変更の日から

(新設)

<p>三十日以内に、次の事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 工場又は事業所の名称及び所在地 三 発電用原子炉の名称 四 変更の内容 五 変更の理由 <p>3 第一項第二号から第五号までに掲げる変更について前項の届出をしようとするときは、その届出書には、当該変更に関する説明書を添付しなければならない。</p> <p>4 発電用原子炉設置者が第一項第一号に掲げる変更について法第四十三条の三の八第三項の規定による届出をしたときは、当該変更について法第四十三条の三の三十二第七項の規定による届出をしたものとみなす。</p>	
<p>(劣化評価)</p> <p><u>第百十三条の六</u> 法第四十三条の三の三十二第五項に規定する原子力規制委員会規則で定める事項は、長期施設管理計画に記載された事項のうち次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第百十三条第一項第一号から第五号まで及び第九号に係る変 	<p>(新設)</p>

更であって、その変更が前条第一項各号に掲げる変更該当することとなる事項以外の事項

二 第百十三条第一項第六号及び第七号に係る変更であって、その変更が前条第一項各号に掲げる変更該当することとなる事項以外の事項その他発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置に係る重要な事項

三 第百十三条第一項第八号に係る変更であって、その変更が劣化評価の方法又はその結果に影響がないことが明らかな事項以外の事項

2 法第四十三条の三の三十二第五項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げるところにより、同項の規定による劣化評価を実施しなければならない。

一 発電用原子炉施設の使用の履歴及び施設管理の状況に基づき、最新の科学的及び技術的な知見を踏まえて劣化点検の方法を定めること。

二 原子力規制委員会が必要と認める特別点検を原子力規制委員会が必要と認める時期に実施すること及び追加点検（二回目以降の特別点検をいう。以下この条において同じ。）は前回の特別点検（既に追加点検を実施したことがある場合は、特別点検及び前回までの追加点検）の結果を踏まえて実施すること。

三 通常点検及び劣化点検の結果（特別点検又は追加点検を実施

したときはその結果を含む。)に基づき、地震、津波その他の自然現象により受けた影響を考慮して発電用原子炉施設の劣化の状況を把握すること。

四 発電用原子炉施設の使用の履歴及び劣化の状況に基づき、その特性に応じた評価対象機器等を選定し、最新の科学的及び技術的な知見を踏まえて経年劣化に関する技術的な評価の方法を定めること。

3 法第四十三条の三の三十二第五項の規定による劣化評価を実施するため追加点検を実施しようとする者は、申請により、その実施しようとする追加点検が前項第二号に規定する要件に適合する見込みがあるかどうかについて、あらかじめ、原子力規制委員会の確認を受けることができる。

4 前項の確認を受けようとする者は、その実施しようとする追加点検の実施時期、実施方法その他重要な事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

5 第三項の確認を申請した者が当該申請に係る処分がされるまでの間に前項の申請書に記載された追加点検の全部又は一部に着手したときは、当該追加点検の全部又は一部に係る第三項の確認については、申請の取下げがあったものとみなす。

6 第三項の確認を受けた者が当該確認を受けた追加点検に係る第一百十三条第一項第五号ロに掲げる事項を記載した長期施設管理計

<p>画について法第四十三条の三の三十二第三項の認可を受けようとするときは、その申請書には、第百十三条第二項各号に掲げる書類のほか、当該確認を受けたことを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>7 原子力規制委員会は、追加点検の適確な実施を図るため必要があると認めるときは、その必要の限度において第三項の確認に条件を付し、又は同項の確認を取り消すことができる。</p>	
<p>(長期施設管理計画の認可の基準)</p> <p>第百十四条 法第四十三条の三の三十二第六項第一号の原子力規制委員会規則で定める基準は、劣化評価の方法が前条第二項各号に定めるところによるものであることとする。</p> <p>2 法第四十三条の三の三十二第六項第三号の原子力規制委員会規則で定める基準は、長期施設管理計画の期間において、当該期間における運転に伴い生じる劣化を考慮した上で発電用原子炉施設が技術基準規則に定める基準に適合することとする。</p>	<p>(発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の基準)</p> <p>第百十四条 法第四十三条の三の三十二第五項の原子力規制委員会規則で定める基準は、延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で技術基準規則に定める基準に適合するものとする。</p>
<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第百三十四条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者(旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第百三十六条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第百三十四条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者(旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第百三十六条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直</p>

ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。ただし、当該事象の原因及び再発を防止するために講ずる内容が、過去に発生した類似の事象により明らかであるときは、その状況及びそれに対する処置を報告することを要しない。

一・二 (略)

三 発電用原子炉設置者が、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下この号及び次号において「安全上重要な機器等」という。）又は設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物（以下この号及び次号において「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。）の点検を行った場合において、当該安全上重要な機器等が技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第五十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

四～十四 (略)

ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。ただし、当該事象の原因及び再発を防止するために講ずる内容が、過去に発生した類似の事象により明らかであるときは、その状況及びそれに対する処置を報告することを要しない。

一・二 (略)

三 発電用原子炉設置者が、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行った場合において、当該安全上重要な機器等が技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第五十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

四～十四 (略)

第二条 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

※ 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則については、実用炉規則と同様の改正をする予定であることから、改正の新旧対照表は、本資料には掲載しておりません。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一

部を改正する法律（令和五年法律第四十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、附則第三条から第六条までの規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年 月 日）から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十四年既設発電用原子炉（原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第二十五条第一項に規定する既設発電用原子炉であって、この規則の施行の際現に設置されているものをいう。）についての第一条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）第百十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「最初に法第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた」とあるのは、「最初に原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法第四十九条第一項の検査に合格した」とする。

（特別点検の特例）

第三条 改正法第二条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉についての新実用炉規則第百十三条第一項第五号ロ（新実用炉規則第百十三条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する特別点検（初回のものに限る。）の方法及びその結果については、この規則による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百十三条第二項第一号に規定する申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検の方法及びその結果に代えることができる。

（改正法附則第四条から第六条までの認可等に対する適用）

2

第四条 改正法附則第四条第一項前段の規定による認可については、新実用炉規則第百十三条、第百十三条の四（第一項第四号を除く。）、第百十三条の六（第二項第二号及び第三項から第七項までを除く。）及び第百十三条の七の規定の例によるものとする。

2 改正法附則第四条第三項前段の規定による認可については、新実用炉規則第百十三条、第百十三条の二、第百十三条の四、第百十三条の六（第三項から第七項までを除く。以下次項において同じ。）及び第百十三条の七の規定の例によるものとする。

- 3 改正法附則第五条第一項前段の規定による認可については、新実用炉規則第百十三條、第百十三條の四、第百十三條の六及び第百十三條の七の規定の例によるものとする。
- 4 改正法附則第六条第一項前段の規定による認可については、新実用炉規則第百十三條の三、第百十三條の四、第百十三條の六及び第百十三條の七の規定の例によるものとする。
- 5 改正法附則第六条第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、新実用炉規則第百十三條の五第一項各号に掲げる変更とする。
- 6 改正法附則第六条第二項前段の規定による届出については、新実用炉規則第百十三條の五の規定の例によるものとする。

3

第五条 前条第一項及び第二項の場合においても、附則第三条の規定を適用することができる。

※本資料は、現時点において担当者が検討している段階のものです。